

# 国保税の税率が改正

## 送ります 納税通知書

国民健康保険（国保）税は、病气やけがに備え、加入者の皆さんが負担能力に応じてお金を出し合い、医療費などの支払いに充てる大切な財源。税額は年度（四月から翌年三月）ごとに計算し決定します。

しかし、医療費などの増加で、本年度は多額の税収不足が見込まれ、今回やむをえず税率改正を行いました（表1・2のとおり）。

なお、年度の途中で加入した

区分	改正前	改正後
所得割額税率	7.9%	
資産割額税率	10.0%	9.0%
被保険者均等割額 (1人当たり)	2万2,680円	2万5,200円
世帯別平等割額 (1世帯当たり)	1万5,000円	2万400円
課税限度額	53万円	

区分	改正前	改正後
所得割額税率	1.0%	1.4%
被保険者均等割額 (1人当たり)	5,160円	8,160円
世帯別平等割額 (1世帯当たり)	2,400円	
課税限度額	7万円	8万円

場合は、資格が発生した月の分からの国保税を、年度の途中で脱退した場合は、資格のなくなった月の前月分までの国保税を納めていただきます。

### 国保税の内訳

国保税の内訳は、医療給付費分と介護納付金分です。

医療給付費分は、加入者の医療費などを賄うために納めるもの。加入者全員に課税されます。本年度で約六億五千万円の税収不足が見込まれるため、税率を

問い合わせには  
丁寧に対応します



### 納付が困難な場合

災害などの特別な事情で、国保税を納付できないときは、申請で減免を受けられる場合もあります。

### 滞納が続くと

特別な事情もなく滞納が続くと、保険証を返還していただき、代わりに資格証明書が交付されます。医療機関窓口では、医療費などをいったんは全額支払わなくてはなりません。ご注意ください。

### に発送予定です。

### 国保税の軽減制度

前年中の所得が一定金額以下の世帯には、国保税の軽減制度がありますが、確定申告をしていない場合は、軽減制度の適用を受けることができません。忘れていた人は、必ず申告してください。

軽減の内容は、前年中の所得が三十三万円を超えない世帯は、均等割額と平等割額を六割軽減

前年中の所得が三十三万円に世帯主を除く被保険者一人当たり二十四万五千円を加算した額を超えない世帯は、均等割額と平等割額を四割軽減

### 納税義務者

国保税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合、家族の誰かが加入している場合は、世帯主あてに納税通知書を送ります。本年度の納税通知書は、七月十四日

問い合わせは国保年金課  
890 6250へ。